

00636

鳥取縣公報

縣令

昭和十六年六月二十四日
第一千二百四十四號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

◇鳥取縣令第二十六號

鳥取縣水產製品検査規則左ノ通定ム

昭和十六年六月二十四日

鳥取縣知事

八田三郎

鳥取縣水產製品検査規則

第一條 本則ニ於テ水產製品ト稱スルハ左ノ水產製造物ヲ謂フ

- 一、煮乾鱈
- 二、開乾鱈
- 三、鰯
- イ、鰯
- ロ、塩鰯
- 四、海藻類

第二條 本縣内ニ於テ生産シタル水產製品ハ別ニ定ムル検査標準ニ從ヒ荷造結束ヲナシ検査ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ

五、魚肥料

- イ、鱈搾粕
- ロ、魚粕粉末

六、魚油

鳥取縣公報 每週 曜日發行 (休日ニ當ル時ハ翌日) 昭和十六年六月廿四日 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可 一

00637

製造場外ニ移送スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一、荷造包装又ハ結束別ニ定ムル検査標準ノ量目ニ充タザルモノ

二、自家消費ノ爲製造シタルモノニシテ検査員ノ承認ヲ受ケタルモノ

三、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

四、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

五、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

六、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

前項第一號及第四號ニ該當スル水産製品ヲ製造場外ニ移送セムトスル場合ハ検査員ニ届出ズベシ

第三條 第一條ノ水産製品ニシテ縣外産ノモノト雖モ本縣内ニ於テ改造又ハ改装シタルモノハ之ヲ本縣内ニ於テ生産シタルモノト看做ス

第四條 検査濟製品ト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ再ビ検査ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ移送スルコトヲ得ズ

一、包装ヲ毀損シ又ハ改装シタルモノ

二、容量又ハ重量ニ著シク増減アリタルモノ

三、等級印又ハ罐蓋ノ刻印不明瞭トナリタルモノ

四、検査證票ノ著シク汚損シ又ハ脱落シタルモノ

五、腐敗變質又ハ虫害鼠害等ヲ受ケタルモノ

第五條 検査ハ製造場又ハ其ノ現在所ニ於テ水産製品検査員(以下検査員ト稱ス)之ヲ行フ但シ検査員必要ト認ムルトキハ之ヲ指定場所ニ移送セシメ検査ヲ行フコトアルベシ

検査員検査ヲ行フトキハ水産製品検査員證票第一號ヲ携帶スベシ

第六條 検査ハ別ニ定ムル検査標準ニ依リ之ヲ行ヒ検査等級ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、煮乾鱈 一等 二等 三等 等外

二、開乾鱈 一等 二等 三等 等外

三、鰯

イ、鰯 一等 二等 三等 等外

ロ、塩鰯 一等 二等 三等 等外

四、海藻類 一等 二等 三等

五、魚肥料

イ、鱈搾粕 一等 二等 三等 等外

ロ、魚粕粉末 合格 格外

六、魚油 一等 二等 三等 等外

第七條 受檢者ハ検査申請書(様式第二號)ヲ検査員ヲ經由

再検査ノ決定ニ對シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第十三條 検査員検査ヲ行ヒタルトキハ受檢品(魚油ヲ除ク)ノ包装ノ要部ニ等級印(様式第三號)ヲ押捺シ且受檢者ニ検査證票(様式第四號)及封緘票(様式第五號)ヲ交付スベシ

但シ開乾鱈ハ封緘票ノ交付ヲ省略スルコトヲ得

石油罐入魚油ニ付テハ等級印(様式第六號)ヲ罐蓋ニ刻印シ受檢者ニ検査證票ヲ交付シドラム罐入魚油ニ付テハ検査證票ヲ交付スベシ

第十四條 受檢者検査證票及封緘票ノ交付ヲ受ケタルトキハ其ノ住所及氏名若ハ商號ヲ記載シ検査濟品壹個毎ニ之ヲ結付スベシ

第十五條 第二條第一項第六號ノ検査免除ノ許可ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由、製品ノ種類、荷造數量及所在地ヲ具シタル申請書ヲ検査員ヲ經由シテ知事ニ提出スベシ

知事検査免除ノ許可ヲ爲シタルトキハ検査員ハ検査免除證印(様式第七號)ヲ押捺シタル検査證票(様式第四號)ヲ交付スベシ

第十六條 検査證票ヲ結付又ハ等級印ノ押捺若ハ刻印アル包装

00638

シテ知事ニ提出スベシ但シ検査員ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ申請ヲ俟タズシテ検査ヲ行フコトヲ得

第八條 受檢者ハ別ニ定ムル規定ニ依リ検査手數料ヲ納付スベシ但シ第十條ノ規定ニ依リ再検査ヲ爲シタルモノ及第十二條ノ規定ニ依リ再検査ノ結果検査等級ニ異動アリタルモノニ付テハ之ヲ徴收セズ

第九條 検査ハ日出後ヨリ日没前ニ於テ申請ノ順序ニ依リ之ヲ行フ但シ特別ノ事情アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 検査員ニ於テ再検査ノ必要アリト認ムルトキハ其ノ旨ヲ水産製品ノ所有者又ハ占有者ニ通告シ検査ヲ行フコトヲ得

前項ノ通告ヲ受ケタル者ハ其ノ検査ヲ完了シタル後ニ非ザレバ其ノ水産製品ヲ搬移スルコトヲ得ズ

第十一條 受檢者又ハ其ノ代理人ハ検査ニ立會ヒ検査員ノ指揮ニ從フベシ

第十二條 検査ノ爲メ特ニ必要ナル費用ハ受檢者ノ負擔トス

項ヲ具シ検査終了ノ日ヨリ七日以内ニ再検査ヲ知事ニ申請スルコトヲ得

一、検査ヲ受ケタル年月日

鳥取縣公報 第千二百四十四號 昭和十六年六月廿四日

00639

材料ヲ再ビ未検査ノ水産製品ノ包装ニ使用セムトスルトキハ豫メ検査員ノ檢閱ヲ受ケ検査員ニ於テ消印(様式第八號)ヲ以テ其ノ證印ヲ抹消スルニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第十七條 水産製品ニハ検査證票、等級印類似ノモノヲ結付又ハ押捺スベカラズ

第十八條 運送業者又ハ運送取扱業者ハ検査ヲ受ケザル水産製品ヲ運送又ハ運送取扱ヲ爲スコトヲ得ズ但シ第二條第一項ノ但書又ハ第五條但書ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 本則適用ニ依リ生ジタル損害ハ縣ニ於テ賠償ノ責ニ任ゼズ

第二十條 検査員又ハ警察官吏必要アリト認ムルトキハ水産製品ヲ一定ノ場所ニ移送セシメ保藏所、船車ニ臨檢シ若ハ帳簿ヲ査閱スルコトヲ得

第二十一條 検査員又ハ警察官吏ニ於テ本則ニ違反ノ疑ヒアリト認メタルトキハ水産製品ノ運搬ヲ停止シ又ハ保管ヲ命ズルコトヲ得

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五拾圓以下ノ罰金又ハ一、第二條、第四條、第十條第二項、第十七條ノ規定ニ違

反シタルモノ

二、第二十條又ハ第二十一條ノ命令臨檢査閱ヲ拒ミタル者
三、検査ヲ拒ミ又ハ検査ヲ免ル、目的ヲ以テ水産製品ヲ隠匿シタル者

四、等級印、検査證票、又ハ罐蓋ヲ故意ニ塗抹、改竄、毀損若ハ破棄シタル者

五、検査證票等級印若ハ罐蓋ヲ偽造シ又ハ不正ニ使用シタルモノ

六、欺罔ノ目的ヲ以テ水産製品中ニ他物ヲ混淆シ又ハ品質ノ異ナルモノヲ包裝シタルモノ

第二十三條 前二條ノ規定ニ適用ニ付テハ法人ノ行爲ニ對シテ其ノ代表者ヲ代理人其ノ他ノ従業者ノ行爲ニ對シテハ本人ヲ未成年者又ハ禁治産者ノ行爲ニ對シテハ其ノ法定代理人ヲ處罰ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
魚粕粉末検査施行期日ハ別ニ定ム

00640

第一號 様式

檢 査 員 證 (厚質白紙)

第 號

官 職 氏 名

水 産 製 品 檢 査 員 證

鳥 取 縣

縱 九 釐
横 六 釐

證票ノ表面ニハ
縣印ヲ押捺スル
モノトス

第二號樣式

檢 查 申 請 書 (半紙判)

00641

表

計	五圓	壹圓	五拾錢	拾錢	五錢	壹錢	證紙內譯
圓					枚	枚	
錢							

鳥取縣知事宛	郡	年 月 日	七、手數料	金 圓 錢	六、仕向地	五、生產者	四、受檢希望日時	三、受檢地	二、數 量	一、品 名	水產製品検査申請書
		検査終了年月日				氏 名	年 月 日 午 後 時	郡 村町	番地 (何々倉庫)		

00642

裏

鳥取縣收入證貼付欄


00644

(紙質厚) 票 證 查 檢 式 樣 號 四 第

面 乙

面 甲

受檢者
住 所
商 號 氏 名



鳥取縣水産品製造所
年月日
品名等級
検査員
正味重量

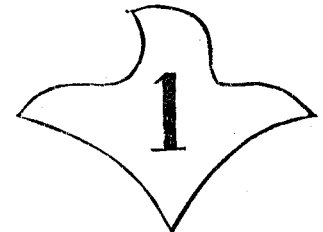
票 証 查 檢 品 製 産 水 縣 取 鳥

甲面ノ周圍ハ上部二纏
ヲ除キ周圍一纏ノ幅赤
地トシ文字ハ白抜トス
縦 一二纏
横 七纏
圓ノ直徑 四纏

00643

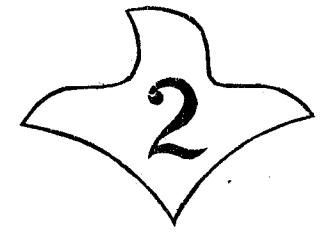
纏〇一高判毛合格
纏五一横

纏〇一高判毛一等
纏五一横



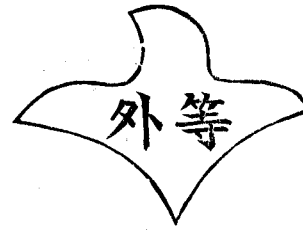
纏〇一高判毛格外
纏五一横

纏〇一高判毛二等
纏五一横



纏〇一高判毛三等
纏五一横

纏〇一高判毛三等
纏五一横



色黒ハ色肉ノ印級等

第三號 樣式

等 級 印

鳥取縣公報 第千二百四十四號

昭和十六年六月廿四日

(第三種郵便物認可)

八

鳥取縣公報 第千二百四十四號

昭和十六年六月廿四日

(第三種郵便物認可)

九

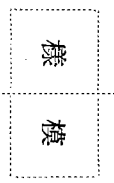
00645

4.2 cm

2cm

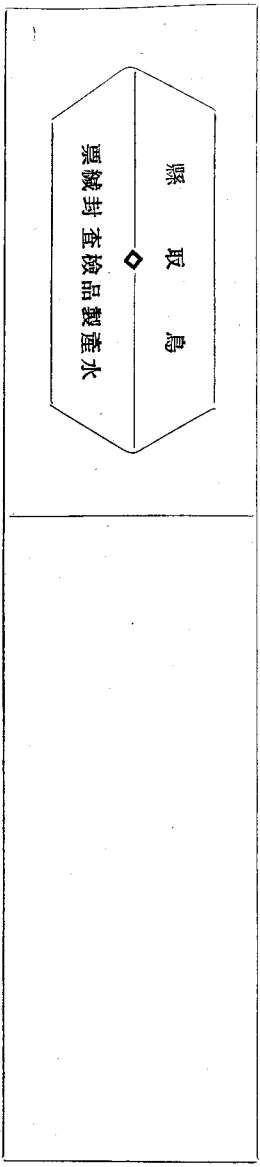
検査証票 (強靱ナル白紙) ニ錫封スベキモノ
11cm

40cm



名氏所仕者未請査檢

第五號 樣式 封 緘 票 (強靱ナル白紙)



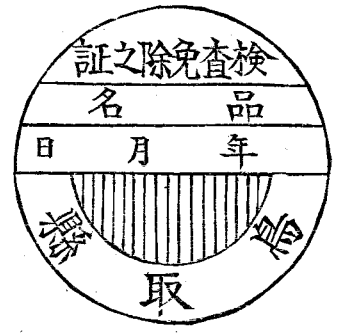
00646

第六號 樣式 等 級 印 (雜詰)



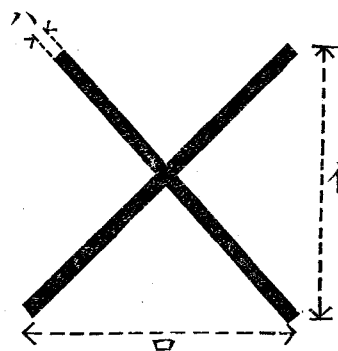
鍍力其ノ他ノ金屬板ヲ用ヒ文字ハ刻印トシ外輪ハ直徑五、一五種 内輪ハ直徑三、二種トス

第七號 樣式 検査免除除證印



直徑四種ノゴム印ヲ使用シ 肉色ハ青色トス

第八號 樣式 消印



毛判ノ大サ左ノ通りトシ

肉色ハ黑色トス

イ、ノ長サ

八種

ロ、ノ長サ

八種

ハ、ノ長サ

一種

鳥取縣令第二十七號

林業種苗法施行細則左ノ通定ム

昭和十六年六月二十四日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

林業種苗法施行細則

第一條 林業種苗法施行規則(以下規則ト稱ス)第一條ニ依リ母樹又ハ母樹林ノ指定ヲ申請セントスル者ハ樣式第一號ニ依ル申請書ニ樣式第二號ニ依ル毎木調査野帳及位置圖ヲ添附シ之ヲ知事ニ提出スベシ

第二條 母樹又ハ母樹林ノ指定ヲ受クベキ立木ハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス
一 環境、條件中庸以上ノ土地ニ於テ普通以上ノ成長ヲ爲シ相當豊富ニ結實スベキ年齢ノ範圍内ニ在リテ材質良好健全ナル生育ヲ爲シ老衰ノ徵候無キモノ

00648

00647

二 樹齡、樹高、胸高周圍ハ左ノ標準ニ依ル

す ぎ樹齡七十年以上

樹高十間以上

ひ の き樹齡五十年以上

胸高周圍三尺五寸以上

あかまつ くらまつ 樹齡四十年以上

樹高八間以上

胸高周圍二尺五寸以上

第三條 母樹又ハ母樹林ノ伐採許可ヲ受ケントスル者ハ樣式第三號ニ依ル申請書ニ位置圖ヲ添附シ之ヲ知事ニ提出スベシ

第四條 母樹又ハ母樹林内ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル作業ヲ爲サントスルトキハ樣式第四號ニ依ル申請書ニ位置圖ヲ添附シ之ヲ知事ニ提出スベシ

一 樹苗採取樹木以外木竹ノ伐採

二 母樹ノ剝皮

三 開墾又ハ土石、切芝、草根、埋木等ノ採取若ハ採掘

四 家畜ノ放牧

第五條 母樹又ハ母樹林ニ蟲害發生シ又ハ風雪其ノ他ノ被害アリタルトキハ其ノ所有者ハ直ニ樣式第五號ニ依ル報告書ヲ知事ニ提出スベシ

第六條 母樹又ハ母樹林ノ所有者ハ規則第五條ニ該當スル場合ハ樣式第六號ニ依ル報告書ヲ知事ニ提出スベシ

第七條 母樹又ハ母樹林ノ所有者ハ規則第六條ニ依ル報告書ヲ樣式第七號ニ依リ提出スルノ外種子結實狀況ヲ調査シ樣式第八號ニ依ル報告書ヲ毎年八月末日迄ニ知事ニ提出スベシ

第八條 規則第七條ノ規定ニ依ル補償ノ請求ヲ爲サントスル者ハ樣式第九號ノ一及第九號ノ二ニ依リ毎年十一月末日迄ニ之ヲ知事ニ提出スベシ

第九條 林業種苗法施行令第二條第二項ノ母樹又ハ母樹林ノ價額算出ニ使用スル立木ノ材積ハ左ノ算式ニ依ル

幹材積 = 胸高係數 × 胸高斷面積 × 樹高 (別表ニ依ルコト) (地上四尺)

第十條 母樹又ハ母樹林指定ノ解除ヲ申請セントスル者ハ樣式第十號ニ依ル申請書ヲ知事ニ提出スベシ

第十一條 配付ノ目的ヲ以テ母樹又ハ母樹林以外ノ樹木ヨリ種苗ヲ採取セントスル者ハ樣式第十一號ニ依ル申請書ヲ採取セントスル期日一ヶ月前ニ知事ニ提出スベシ

第十二條 配付ノ目的ヲ以テスル天然雜苗ノ採取ハ規則第十二條ノ規定ニ抵觸セザル林分ノ地表ニ發生シタルモノニシテ其ノ上木ト同一ナルモノニ限り之ヲ爲スコトヲ得其ノ手續ハ前條

00649

ニ準ズ

第十三條 種子又ハ苗ノ販賣ヲ業トスル者ハ規則第十三條ニ依リ様式第十二號ノ一ニ依ル届書ヲ營業開始ノ日ヨリ三週間以内ニ知事ニ提出スベシ

前項ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ事實ノアリタル日ヨリ十日以内ニ様式第十二號ノ二ニ依ル變更届書ヲ知事ニ提出スベシ

第十四條 種子又ハ苗ノ販賣ヲ業トスル者ハ其ノ販賣スル種苗ニシテ母樹又ハ母樹林ヨリ採取シタルモノニ限り様式第十三號ノ保證票ヲ添附シ其ノ他ノモノニ附スベキ表示ニハ保證票ナル文字ヲ使用スルコトヲ得ズ

第十五條 種子又ハ苗ノ販賣ヲ業トスル者ハ規則第十五條ノ規定ニ依ル報告書ヲ様式第十四號ニ依リ提出スルノ外樹苗養成狀況ヲ調査シ様式第十五號ニ依ル報告書ヲ毎年八月末日迄ニ知事ニ提出スベシ

第十六條 配付ノ目的ヲ以テ種子又ハ苗ヲ移入シ又ハ移出セントスル者ハ様式第十六號ニ依ル届書ヲ知事ニ提出スベシ

第十七條 本則中苗トアルハ挿穂ヲ含ムモノトス

第十八條 本則ニ關スル數字ノ單位ハ左ニ依ルベシ

(一) 寸法ハ樹高ニ付テハ間ヲ胸高周圍ニ付テハ寸ヲ單位トシ單位未滿ハ四捨五入スルコト

(二) 材積ハ石ヲ單位トシ單位以下二位ニ止メ二位未滿ハ四捨五入スルコト但シ材積計算ノ途中ニ於テハ單位以下三位ニ止メ三位未滿ハ四捨五入スルコト

(三) 金錢ハ圓ヲ單位トシ厘位未滿ハ四捨五入スルコト但シ計ニ於テハ錢位ニ止メ其ノ端數ハ四捨五入スルコト

(四) 前記以外ノモノニ付テハ總テ單位以下三位未滿ハ四捨五入スルコト

第十九條 本則ニ依リ提出スベキ書類ハ總テ母樹及母樹林所在ノ市町村長ヲ經由スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式 第一號

母樹(母樹林) 指定申請書

00650

指定ノ目的	所在地			樹種	樹齡	樹高	胸高周圍	(面積)	本數	立木價格	所有者住所氏名又ハ名稱
	郡市	町村	大字								
計											

右母樹(母樹林) トシテ指定相成度關係書類添附此段申請候也

年 月 日

住 所

氏

名 圖

鳥取縣知事

宛

注意

- 一 申請者ガ所有者ニ在ラザルトキハ所有者ノ同意書ヲ添付スルコト
- 二 母樹林ノ樹種ニ以上混淆スルトキハ本數、樹齡、樹高及胸高周圍ノ範圍並ニ立木價格ハ樹種別ニ之ヲ記載スルコト

様式 第二號

00651

母樹(母樹林)毎木調査野帳

所在地	郡市	町村	大字	字	地番
所有者	郡市	町村	大字	字	地番
調査月日	調査者		氏名		

立木番號	種樹	樹齡年	胸高周圍寸	樹高間	材積石	備考
1						
2						
3						
4						
5						
計						

樹種別再掲
樹種 本數計 材積計

注意

- 一 母樹林ニ在リテハ樹種別計ヲ記載スルコト
- 二 地番ノ異ナル毎ニ各葉トスルコト
- 三 位置圖ハ參謀本部五萬分ノ一圖ニ記入スルコト

様式 第三號

母樹(母樹林)伐採許可申請會

指定年月日
登録番號

所在地
郡市 町村 大字 字 地番

樹種
樹齡
樹高
胸高周圍
本數
面積
補償金額

備考

00652

計	年	間		寸	本	町	圓

右ハ何々 (伐採ヲ必要トスル理由ヲ詳記スベシ) ニ付伐採許可相成度位置圖添附此段及申請候也

年 月 日

住 所

氏 名 圖

鳥取縣知事

宛

注意

- 一 位置圖ハ參謀本部五萬分ノ一圖ニ記入スルコト
- 二 申請者ガ所有者ニアラザルトキハ所有者ト連署スルコト
- 三 母樹林ノ一部ニ付許可ヲ受ケントスル場合ハ伐採セントスル樹木ノ内譯表ヲ添付スルコト
- 四 母樹林ニ於テハ樹齡、樹高及胸高周圍ノ範圍ヲ記載スルコト

様式 第四號

母樹林内作業許可申請書

00653

作業期	作業ノ種類	母樹 (樹母)		
		所有者	所在地	登録番號
至自		郡(市) 町(村)	大字 字	番地 氏名
年月日				
着手				
終了				
日間				

右ノ通作業致度候條御許可相成度林業種苗施行細則第四條ニ依リ位置圖添附此段及申請候也

年 月 日

住 所

氏

名 圖

鳥取縣知事

宛

注意

- 一 作業ノ種類ハ木竹伐採、母樹剝皮其ノ他第四條各號ニ該當スル事項ヲ記載スルコト
- 二 申請者ガ所有者ニアラザルトキハ所有者ト連署スルコト
- 三 位置圖ハ出願地ノ見取圖(縮尺百分ノ一)ヲ添附スルコト

00654

様式 第五號

母樹 (母樹林) 被害狀況報告書

登録番號	指定別	樹種	樹齡	胸高周圍寸	樹高	本數	被害狀況	種別	實況	復舊見込	郡市	町村	大字	字	地番	備考
			年	寸	間											

右ノ通被害有之候條林業種苗法施行細則第五條ニ依リ此段及報告候也

年 月 日

住 所

氏

名 圖

鳥取縣知事

宛

注意

- 一 指定別欄ハ母樹又ハ母樹林ニ區別スルコト
- 二 被害狀況欄ノ種別ハ病蟲害風雪害其ノ他ノ區別ヲ記入シ實況欄ハ被害發生ノ日時及損害ノ範圍狀況ヲ記シ復舊見込欄ハ母樹又ハ母樹林トシテ復舊見込ノ有無ヲ記載スルコト

00655

樣式 第六號		母樹(母樹林)異動報告書	
登錄	番號	號	
所在	地	郡(市)	町(村)大字 字 番地
異動	事項		
年	月	日	
新			
舊			

右ノ通異動候ニ付林業種苗法施行細則第六條ニ依リ此段及報告候也

年 月 日

鳥取縣知事 宛 住 所 氏 名 印

注意 (一) 異動事項欄ニハ林業種苗法施行規則第五條ニ依リ左記事項ニ付異動年月日及新舊ノ區別ヲ連記スベシ

00656

樣式 第七號		母樹(母樹林)種苗採取狀況報告書	
登錄	番號	樹種	結實狀況
採取	年月日	種子又ハ苗	採取年月日
苗採取	量	種子又ハ	苗採取量
量ニ對スル	割合	種子採取量ノ結實	量ニ對スル割合
郡市	町村	大字	地番
氏	名	氏	名
		(名稱)	

右林業種苗法施行規則第六條ニ依リ此段及報告候也

年 月 日

鳥取縣知事 宛 住 所 氏 名 印

注意 毎年一月三十一日迄ニ報告スルコト

(二) 所有者異動ノ場合ハ新舊所有者連署シ報告スルコト

一 母樹又ハ母樹林ノ所有者ノ氏名若ハ名稱又ハ住所ノ變更
 二 母樹又ハ母樹林ノ所有者ノ變更
 三 母樹又ハ母樹林ノ所在又ハ地番ノ變更
 四 母樹又ハ母樹林ノ減失又ハ毀損

00657

鳥取縣知事 宛

右林業種苗法施行細則第七條ニ依リ此段及報告候也

年 月 日

住所 所有者 氏名 宛

母樹 (母樹林) 種子結實狀況調査報告書

計	所在地		母樹 (母樹林) 樹種 (本數) (面積)	豊凶ノ別	採取見込數量 數量—升當單價 升圓	備考
	郡市	町村大字				

登録番號

樣式 第八號

母樹 (母樹林) 種子結實狀況調査報告書

母樹 (母樹林) 樹種 (本數) (面積)

豊凶ノ別

採取見込數量

數量—升當單價

升圓

備考

右ハ 一金 損失補償請求書

樣式 第九號ノ一

右ハ 年 月 日 登錄番號第 號母樹 (母樹林) トシテ指定セラレタルニ因リ生ジタル直接ノ損害ニ

付林業種苗法施行細則第八條ニ依リ損失額算定書添附此段及請求候也

00658

鳥取縣知事 宛

樣式 第九號ノ二

母樹 (母樹林) 損失額算定書

公式 $x = f \left(\frac{A}{1+np+r} - B \right) = f (A \times \text{係數} - B)$

損失額 圓 錢

登錄番號

市場名

支番號	樹種	胸高周圍寸	本數	係數	經費	立木歩合	算出單價 (x)	總材積	總價格

說明

費目	一石當單價	摘要	備考
伐木造材費			
運搬費 (小澤出)			
計 (B)			

企業利益率 (r)

月當利率 (p)

資本回收月數 (n)

係數 = $\frac{1}{1 + \text{資本回收月數} \times \text{利率} + \text{企業利益率}}$

參考事項

住所 氏名 宛

00659

注意
 一 摘要欄ハ一石當單價算出ノ基礎ヲ記載スルコト
 二 備考欄ハ運搬ノ區間及方法ニ附記載スルコト
 三 用紙ハ洋紙日本標準規格B5トスルコト
 四 總材積ノ算定ハ本令第九條ノ算式ニ依ルコト

(總 12.8cm)
 (莖 52.7cm)

様式 第十號
 母樹(母樹林)解除申請書

指定年月日 及登録番號	所在地		樹種	樹齡 年	胸高周圍 寸	樹高 間	本數 本	面積 町步	補償金額 圓	備考
	郡市(町村)	大字(字)								
計										

右ハ(解除ヲ必要トスル事由ヲ詳記スベシ)ニ付母樹(母樹林)ヲ解除相成度位置圖添附此段及申請候也

鳥取縣知事 宛 氏 所 名 園

年 月 日 住 氏 所 名 園

00660

注意
 一 申請者所有者ニアラザルトキハ所有者ノ同意書ヲ添付スルコト
 二 位置圖ハ參謀本部五萬分ノ一圖ニ記入スルコト
 三 母樹林ニ在リテハ樹齡、樹高及胸高周圍ノ範圍ヲ記載スルコト

様式 第十一號
 種苗採取許可申請書

樹種	種別	採取期間	採取數量	採取木(採取林)		所在地	備考
				樹齡	胸高周圍		
計							

右ノ通採取致度候條林業種苗法施行細則第十一條ニ依リ此段及申請候也

鳥取縣知事 宛 氏 所 名 園

年 月 日 住 氏 所 名 園

採取者 氏 名 園

00661

<p>注意</p> <p>一 採取林ニ在リテハ樹齡、樹高、胸高周圍ハ其ノ範圍ヲ記載スルコト</p> <p>二 面積ハ採取林ニ限リ記載シ見込又ハ實測ニ依ルコト</p> <p>三 位置圖添附ノコト</p>	
<p>様式 第十二號ノ一</p> <p>林業種苗營業屆</p>	
營業所ノ位置	市郡 町大字 字 番地
營業開始年月日	年 月 日
取扱種子又ハ苗ノ種類	
苗圃ノ位置	市郡 町大字 字 番地
苗圃ノ面積	町 反 步
<p>右林業種苗法施行細則第十三條ニ依リ及御屆候也</p> <p>年 月 日</p> <p>鳥取縣知事 宛 住 氏 所 名 圖</p>	

00662

<p>注意</p> <p>一 變更事項欄ニハ規則第十三條第一項各號事項ノ變更及營業者ノ變更又ハ營業廢止シタル場合ノ該當事項ヲ明記スルコト</p>	
<p>様式 第十三號</p> <p>林業種苗販賣營業變更屆</p>	
變更事項	摘 要
<p>右林業種苗法施行細則第十三條ニ依リ此段及御屆候也</p> <p>年 月 日</p> <p>鳥取縣知事 宛 住 氏 所 名 圖</p> <p>巾 二寸八分 縦 四寸</p>	

00863

針金

種子保證票

樹種及數量	母樹所在地	母樹林樹齡	採取年月日	鑑定年月日	發芽率	營業所位置	營業者
并合	市郡 町大字 字 番地	市郡 町大字 字 番地	年 月 日	年 月 日	%	市郡 町大字 字 番地	市郡 町大字 字 番地
							名(又ハ名稱)

注意

- 一 「種子保證票」ノ文字ハ赤其ノ他ハ黑色トス
- 二 種子ノ容器又ハ被包ノ外部ニ添附スベシ

00664

針金

苗木保證票

2寸8分

樹種及數量	養成場所	養成年限及床替回数	母樹所在地	母樹林樹齡	品等	營業所位置	營業者
本	郡(市) 町(村)大字 字	年 回生	市郡 町大字 字 番地	市郡 町大字 字 番地	等 根廻 寸 長サ 尺 寸	市郡 町大字 字 番地	市郡 町大字 字 番地
							名

四寸

注意

- 一 「挿穂、苗木保證票」ノ文字ハ赤其ノ他ノ文字ハ黑色トス
- 二 苗木被包ノ外部ニ添附スベシ

00665

様式 第十四號

種子採取量等報告書

年ニ於ケル林業用種苗採取仕入並ニ販賣狀況別記ノ通ニ有之候條此段及報告候也

年 月 日

鳥取縣知事

宛

住 氏 所

名 圖

一種苗ノ採取

樹種	樹齡	採取場	採 取 量	採取時期	立木(森林)所有者		備 考
					郡市(町村)大字(地番)氏名	本數	
計							

二種苗仕入狀況

仕 入 先	種 別	樹種	樹齡	種子仕入量		備 考
				發芽率(數量)	苗仕入量(本數)	
住所 氏名	母樹(母樹林)其他					

00666

計

注意 仕入先(母樹(母樹林)其他ノ立木(森林)樹種發芽率苗木ノ年生ヲ異ニスル毎ニ記載スルコト

三種苗販賣狀況

販 賣 先	種 別	樹種	樹齡	種子販賣量		苗販賣量		備 考
				發芽率(數量)	年 生	年 生	本 數	
住所 氏名	母樹(母樹林)其他							
計								

注意 一 販賣先(母樹(母樹林)其他ノ立木(森林)樹種發芽率苗木ノ年生ヲ異ニスル毎ニ區分記載スルコト

様式 第十五號

樹苗養成狀況報告書

苗圃所在地	樹種	播 種		床		替		備 考
		數量(面積)	得苗見込數	回數	數量	面積	得苗見込數	
郡市(町村)大字(地番)								

00667

計							

本年ニ於ケル苗樹養成狀況右ノ通ニ有之候條林業種苗法施行細則第十五條ニ依リ此段及報告候也

年 月 日

住所
氏 名

鳥取縣知事

宛

名 圓

様式 第十六號

林業種苗移出(入)届

仕入ノ時期 (仕向)	產地	仕入先 (仕向先)	種類	數量
		縣 市郡 村町 氏 名 (名稱)		

00668

事由

右ノ通移出(移入) 致度候條此段及御届候也

年 月 日

住所
氏 名

名 圓

鳥取縣知事

宛

條 令

◇鳥取縣條例第四號

鳥取縣水産製品検査手数料條例左ノ通定ム

昭和十六年六月二十四日

鳥取縣知事

入 田 三 郎

鳥取縣水産製品検査手数料條例

第一條 水産製品検査ニ付テハ本條例ニ依リ別表ニ定ムル検査手数料ヲ徴收ス

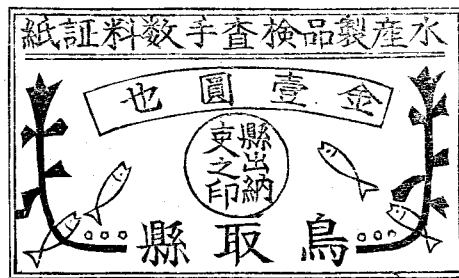
第二條 検査手数料ノ納付ハ検査手数料證紙ヲ以テシ(以下證紙ト稱ス)申請書ニ之ヲ貼付スベシ但シ口頭ヲ以テ申請スル場合又ハ検査員ニ於テ必要アリト認ムル場合ハ證紙ノ貼付ヲ爲

00653

サズ當該検査員ニ之ヲ差出スベシ
 第三條 證紙ノ區分並ニ其ノ様式ハ左ノ通トシ縣出納吏印章ヲ押捺シテ之ヲ發行ス

- 壹錢證紙 地色橙
- 五錢證紙 地色青
- 拾錢證紙 地色赤
- 五拾錢證紙 地色綠
- 壹圓證紙 地色紫

式樣紙證



縦一、五糎

横三、七糎

第四條 證紙ハ保證責任鳥取縣漁業組合聯合會ヲシテ之ヲ賣捌セシム賣捌人ニ對シテハ證紙額面ノ百分ノ三ヲ割引シタル金額ヲ以テ之ヲ交付ス
 賣捌人證紙ノ交付ヲ受ケントスルトキハ其ノ代金ヲ前納スベシ
 第五條 毀損又ハ汚染シタル證紙ハ之ヲ使用スルコトヲ得ズ
 本條令ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

品目	検査手数料率	備考
煮乾鱈	十貫ニ付一〇錢	
開乾鱈	一箱ニ付四錢	一箱四貫入
鱈(塩鱈ヲ含ム)	十貫ニ付一四錢	
石花菜	同 五錢	
おごのり	同 三錢	
あみくさ	同 三錢	
いぎす	同 三錢	
鱈搾粕	同 四錢	
魚粕粉末	同 三錢	
魚油	一罐ニ付四錢	

訓 令

鳥取縣訓令第十二號

水産製品検査員

鳥取縣水産製品検査施行手續左ノ通定ム

昭和十六年六月二十四日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣水産製品検査施行手續
 第一條 水産製品検査規則(以下検査規則ト稱ス)ニ定ムル検査ハ本手續ニ依リ施行スベシ

第二條 検査規則第七條ニ依ル申請ヲ受ケタルトキハ検査原簿ニ登録シ申請人ヲシテ所定ノ検査手数料ヲ納付セシムベシ

第三條 検査ニ當リテハ検査申請書ノ記載事項及收入票紙ヲ照査シタル後左ノ事項ニ付行フベシ

- 一、現品ト検査申請數量トノ照合
- 二、包装ノ検査
- 三、重量及容量ノ検査
- 四、品位ノ検査
- 第五條 包装、重量、容量及品位ノ檢定ハ左ノ方法ニ依ルベシ

一、包装ノ検査ハ受檢品全部ニ付之ヲ行フベシ
 二、容量及重量ノ検査ハ同品目ノ受檢數量ノ二割以上ニ付之ヲ行フベシ

三、品位ノ検査ハ同品目ノモノ十個迄ハ二個以上五十個迄ハ十個以上百個迄ハ二十個以上、百個ヲ超過シタル場合ハ十個ヲ増ス毎ニ一個ヲ加ヘタル數量ニ付之ヲ行フベシ
 四、魚油ニ付テハ受檢品全部ニ對シ水分殘滓及夾雜物ノ有無ヲ検査シ若シ含有物アルトキハ之ヲ除去セシメタル後一割以上ノ數量ニ付酸化ノ検査ヲ行フベシ

第五條 受檢品中ニ品位ノ異リタルモノアルトキハ之ヲ區分セシムベシ若シ區分スルコト能ハザルトキハ抽出品中最低品位ヲ以テ等級ヲ決定スベシ

00670

00671

第六條 検査員検査ヲ行ヒタルトキハ受檢者ヲシテ遲滞ナク受檢品ニ検査證票ヲ結付セシムベシ

第七條 検査ニ際シ検査品ニ手入ヲ爲サズ等級ヲ高メ得ベシト認ムルトキハ検査員ハ其ノ方法ヲ指導シテ再調製ヲ促スコトヲ得

第八條 検査規則第十條及第十二條ニ依リ再検査ヲ行ヒタル結果前等級ヲ改ムル必要アルトキハ前検査等級ヲ取消シ更ニ規定ノ手續ヲ了シ且新ニ付シタル検査證票ニ「何年何月何日再検査」ト記入シ檢印ヲ押捺スベシ但シ舊検査證票ハ之ヲ破棄ス

告示

◇鳥取縣告示第五百十一號

鳥取縣水産製品検査規則ニ依ル検査標準左ノ通定ム

昭和十六年六月二十四日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

水産製品検査標準

第一條 水産製品ノ検査標準ヲ定ムルコト左ノ如シ但シ荷造結束ニ付テハ検査員ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

00672

一、煮 乾 鱈

検査事項

一 等

二 等

三 等

外 等

摘 要

品 位

原料新鮮煮熟適度
乾燥充分色澤形態
及香味優良ニシテ
塩分脂肪共ニ少ナ
ク大小不同ナク夾
塵其ノ他ノ夾雜物
ノ混入ナキモノ

原料新鮮煮熟適度
乾燥充分色澤形態
及香味良好ニシテ
塩分脂肪共ニ少ナ
ク大小不同ナク夾
雜物ノ混入ナキモノ

原料新鮮煮熟適度
乾燥充分色澤形態
及香味普通ニシテ
塩分脂肪共ニ少ナ
ク大小不同ナク夾
雜物ノ混入ナキモノ

品位三等品ニ及バ
ザルモノ

量目及包装

(甲) 袋入ノモノ
一袋ノ標準正味重量三疋(八〇〇匁)トス
袋ハ紙質強靱ナル紙袋ヲ用ヒ袋口ヲ糸又ハ其ノ他ノモノニテ結付スルコト

(乙) 紙袋以外ノモノ
重量ハ任意トス但シ正味量ヲ表示スルコト

荷 造

(甲) 紙袋入ノモノ
紙袋入ハ一個ヲ一二俵詰トス
疋ハ上質ノ乾延ヲ用ヒ兩小口ハ八ッ切以上ノ乾延ニテ覆ヒ九縫以上ノ網掛ヲナシ横繩二廻リ二個所縦繩二筋十文字繩掛トス

(乙) 紙袋以外ノモノ
箱詰、籠詰其ノ他ノモノニアリテモ右ニ準ズルコト

二、開 乾 鱈

00673

品位	検査事項		
	一級	二級	三級
原料新鮮乾燥適度 形態色澤及香味優良 ニシテ大小不同 ナキモノ	原料新鮮乾燥適度 形態色澤及香味優良 好ニシテ大小不同 ナキモノ	原料新鮮乾燥適度 形態色澤及香味普通 通ニシテ大小不同 ナキモノ	品位三等品ニ及バザルモノ
荷造	一箱ノ標準正味重量一五斤トシ箱ノ外側ニ内容量及記號ヲ明記セルモノ 箱ハ横蓋及底板ハ長サ五、一五種厚サ七耗裨板一、五種以上ノ厚サヲ有スルモノ裨板幅三三種高二、一種ノ板ヲ用ヒ 堅牢ニ釘附セルモノ但シ當分ノ間容器ノ寸法ハ多少ノ變更アルモ差支ヘナシ此ノ場合検査員ノ承認ヲ受クベシ 一個ハ二ツ合トシ施蓋後裨板側ニ厚サ〇、五種以上ノ棧木二本ヲ釘附シ横繩二廻リ二箇所縦繩一條キノ字型ニ結束ス		
三、鰯			
イ、鰯			
ロ、鹽 鰯			
イ、鰯			
品位	検査事項		
	一級	二級	三級
色澤香味及形態優良 ニシテ大小不同 ナク乾燥充分ナルモノ	色澤香味及形態良好 好ニシテ大小不同 ナク乾燥充分ナルモノ	色澤香味及形態普通 通ニシテ大小不同 ナク乾燥充分ナルモノ	品位三等品ニ及バザルモノ
検査事項	一箱鰯二番鰯ノ種類別ニ撰別シ拾枚ヲ一把(於多福鰯ハ五枚ヲ一把トシミゴ繩ニテ結束ス)ニ長手ヲ以テ緊束シタル 後紙質強靱ナル帶封ヲナス		
量目及荷造	一俵ノ量目ハ六〇斤(一〇〇斤)ヲ標準トス 俵裝ハ角俵トシ良質ノ建筵ニテ包ミ兩小口ハ切筵ニテ覆ヒ網掛ケトシ 横繩二廻リ三ヶ所結ビ縦ハ二箇所掛ケトス		
ロ、鹽 鰯			
品位	検査事項		
	一級	二級	三級
色澤香味形態優良 ニシテ大小不同ナク乾燥及用塩量適當ナルモノ	色澤香味形態良好 ニシテ大小不同ナク乾燥及用塩量適當ナルモノ	色澤香味形態普通 ニシテ大小不同ナク乾燥及用塩量適當ナルモノ	品位三等品ニ及バザルモノ
荷造	一把ハ拾枚トシ藥ヲ以テ結束シ鰯ト同様紙帶ヲナシ包裝ス		
四海藻類			
イ、石花菜			
ロ、おごのり			
ハ、あみくさ			
ニ、いぎす			

00674

品位	検査事項		
	一級	二級	三級
色澤香味形態優良 ニシテ大小不同ナク乾燥及用塩量適當ナルモノ	色澤香味形態良好 ニシテ大小不同ナク乾燥及用塩量適當ナルモノ	色澤香味形態普通 ニシテ大小不同ナク乾燥及用塩量適當ナルモノ	品位三等品ニ及バザルモノ
荷造	一把ハ拾枚トシ藥ヲ以テ結束シ鰯ト同様紙帶ヲナシ包裝ス		
四海藻類			
イ、石花菜			
ロ、おごのり			
ハ、あみくさ			
ニ、いぎす			

00675

イ、石花菜		検査事項	等	級	標	準	摘	要
品位	原料撰別乾燥優良ニシテ夾雑物ノ混入セザルモノ	原料撰別乾燥良好ニシテ夾雑物ノ混入セザルモノ	品位一等品ニ次グモノ	品位二等品ニ次グモノ				
量目及荷造	一俵ノ重量四五疋(一二貫)ヲ標準トス 俵装ハ新調ノ苳ヲ用ヒ兩小口ハ切苳ニテ覆ヒ九縫以上ノ網掛ケヲ爲シ横繩二廻リ三箇所縦繩二條十文字掛ケトス							
ロ、おごのり								
ハ、あみくさ								
ニ、いぎす								
検査事項	等	級	標	準	等	摘	要	
品位	品質選別及乾燥良好ニシテ雜藻又ハ夾雑物ノ混入ナキモノ	品位一等品ニ次グモノ	品位二等品ニ次グモノ					
量目及荷造	一俵ノ重量ハ四五疋(一二貫)ヲ標準トス 俵装ハ新調ノ苳ヲ用ヒ兩小口ハ切苳ニテ覆ヒ網掛ケヲ爲シ横繩二廻リ三ヶ所縦繩一條十文字掛ケトス							
五、魚肥料								
イ、鰹搾粕								

00676

ロ、魚粕粉末		検査事項	等	級	標	準	摘	要
品位	原料新鮮煮熟適度色澤及香氣優良ニシテ脂肪少ナク夾雑物混入ナキモノ	原料新鮮煮熟適度色澤及香氣良好ニシテ夾雑物ノ混入ナキモノ	二等品ニ次グモノ	三等品ニ次グモノ	三等品ニ及バザルモノ			
量目及荷造	一俵ノ正味量九〇疋(二四貫)又ハ五二疋五(一四貫)ヲ標準トス 俵装ハ良質ノ粕苳ヲ用ヒ兩小口ハ同質ノ入ッ切口苳ニテ覆ヒ九縫以上ノ網掛ケヲ爲シ横繩二廻リ三ヶ所縦繩二條十文字掛ケトシ中貫二條ヲ以テ兩小口ノ十文字目ニ結ビ付ケ堅ク引締ム							
ロ、魚粕粉末								
検査事項	等	級	標	準	外	摘	要	
品位	窒素八%以上ニシテ異色異臭ナク夾雑物ノ混入ナキモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ					
量目及荷造	窒素六%以上ニシテ異色異臭ナク夾雑物ノ混入ナキモノ							
二、魚類原料トセルモノニシテ(一)以外ノモノ								

00677

三 魚類以外ノ水産動物ヲ原料トセルモノ(海獸ヲ除ク)	窒素四、五%以上ニシテ異色異臭ナク夾雜物ノ混入ナキモノ
荷造	(甲) 袋詰ノモノ 一袋ノ正味重量ハ六〇疋(一六貫)又ハ四五疋(一二貫)ヲ標準トス 輸出向ノモノニアリテハ正味重量百封度又ハ總量五〇疋ヲ標準トス 袋ハ品質優良ナル麻袋ヲ用ヒ完全ナル包裝ヲナスモノトス (乙) 叭詰ノモノ 一叭ノ正味重量ハ四五疋(一二貫)又ハ三七、五疋(一〇貫)ヲ標準トス 包裝ハ筵叭ヲ用ヒ小口曲ゲ縦繩(徑二分五厘)二條廻シ三箇所横繩一條廻シニケ所以上ノ掛繩トス但シ包裝ノ重量ハ二、二五疋(六〇〇匁)以內トス

六、魚油	検査事項	等級	標準	外	摘	要	
品位	遊離脂肪酸量二% 以內色澤優良ニシテ水分其ノ他ノ夾雜物ヲ混入セザルモノ	一 等	遊離脂肪酸量六% 以內色澤良好ニシテ水分其ノ他ノ夾雜物ヲ混入セザルモノ	二 等	遊離脂肪酸量三% 以內色澤普通ニシテ二等品ニ次ギ水分其ノ他ノ夾雜物ヲ混入セザルモノ	三 等	遊離脂肪酸量一〇% ヲ超ユルモノニシテ三等品ニ及バザルモノ
量目	(甲) 石油罐人ノモノ 一罐ノ正味重量一六、五疋(四貫四〇〇匁)ヲ標準トス (乙) ドラム罐入ノモノ 内容量ハ任意トス但シ正味重量ハ表示ノコト						

00678

荷造 石油罐ヲ用ヒタルモノハ密封ノ上縦一條十文字ニ繩掛ケスルコト容器ハ腐蝕凹凸甚シカラザル石油罐ヲ用ヒルコト

第二條 水産製品検査規則第十五條ニ定ムル場合ヲ除クノ外荷造ハ左ノ各號ニ依ルベシ

- 一、莖ハ良質ナル新品ヲ用フルコト
- 二、繩ハ強靱ナル新品ヲ用フルコト
- 三、箱ハ乾燥充分ナルモノヲ用フルコト

◆鳥取縣告示第五百十二號

瓦斯用木炭統制規則ニ依リ知事ノ承認又ハ許可ヲ受クル場合又ハ届出ヲ要スル場合ノ提出書類ノ様式左ノ通定ム

昭和十六年六月二十四日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

- 一 瓦斯用木炭統制規則(以下規則ト稱ス)第二條ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケ生産スル者ハ第一號様式ノ申請書及第二號様式ノ完了届ヲ提出スルモノトス
- 二 規則第七條乃至第十條及第十二條ニ依リ統制機關又ハ全國ヲ區域トスル販賣組合聯合會ニ販賣又ハ販賣ノ委託ヲ爲ス場合ハ第三號様式ノ届書及第四號様式ノ報告書ヲ提出スルモノトス
- 三 規則第十條第二號及第十二條第一號ニ依リ縣内ノ販賣ヲ爲シタル場合ハ第五號様式ノ報告書ヲ提出スルモノトス
- 四 規則第十五條ニ依ル使用者ハ第六號様式ノ届書及第七號様式ノ届書ヲ提出スルモノトス

瓦斯用木炭生産許可申請書

製炭事業場ノ位置及面積

面郡 積

村大字

字

番地

00679

製炭原木所在場所及取得方法	製炭豫定數量	炭 窯 數	製 炭 期 間	從業スル製炭勞務者數	當該製炭事業所ニ於テ生産スル普通木炭年生産量
				名 譯内製炭ニ經驗ナル者 製炭ニ經驗ナキ者	名 名 貫

右ノ通生産致度候條御許可相成度此段及申請候也

年 月 日 住 所 氏 名

注 意 宛

一 製炭原木取得方法ハ購入、自己山林等ノ別ヲ記入スルコト
 二 製炭期間ハ一ケ年ヲ越ユルコトヲ得ザルモノトス
 三 普通木炭ヲモ生産スル場合ハ炭種別生産豫定數量ヲ記入スルコト
 四 申請者ガ団体又ハ會社ノ場合ハ其ノ定款又ハ規約、收支豫算書又ハ財産目錄及貸借對照表等添付スルコト

00680

五 木炭増産改良組合ニ在リテハ組合員ノ生産ヲ取纏メ申請スルヲ認メラル、ヲ以テ申請書ニ左記明細表ヲ添付スルコト
 何々木炭増産改良組合瓦斯用木炭生産明細表

郡	村	生産地	大字	字	位置	面積	瓦斯用木炭生産量	普通炭生産量	村	生産者	住 所	氏 名
反	貫	反	貫	反	貫	反	貫	反	貫	村	大字	氏 名

第二號様式 瓦斯用木炭生産完了届

生産許可年月日

生産地及面積

製炭數量

製炭期間

00681

製炭勞務者數
當該事業場ニ於テ生産セル
普通木炭ノ生産數量

名譯
製炭ニ經驗ナル者

名名

右ノ通事業完了致候條此段及御届候也

年 月 日

住 所

氏

名 氏

知 事 宛
注 意

木炭増産改良組合ヨリノ完了届ニハ左記明細表ヲ添付スルコト

記

何々木炭増産改良組合瓦斯用木炭生産明細表

郡	村	地	大字	字	地	番	面積	反		村	大字	氏	名
								生	間				
								生	間				
								生	間				
								生	間				
								生	間				
								生	間				
								生	間				
								生	間				
								生	間				
								生	間				
								生	間				

00682

第三號様式

瓦斯用木炭販賣(販賣委託)届

販賣(販賣委託)先 數 量 受 渡 期 間 事 由

販賣(販賣委託)先	數	量	受 渡 期 間	事 由

右販賣(販賣委託)致度候條此段及御届候也

年 月 日

住 所

氏

名 氏

知 事 宛

第四號様式

何月分瓦斯用木炭販賣(販賣委託)報告書

00683

販賣(販賣委託)先				期	日	數	量	摘	要
計									
右ノ通販賣(販賣委託)致候條此段及報告候也									
年 月 日									
住 所									
氏 名									
注 意									
一 前月分ヲ毎月五日迄ニ報告スルコト									
第五號様式									
何月分 瓦斯用木炭販賣報告書									
配	給	先	用	途	期	日	數	量	摘
要									

00684

計				買					
右ノ通使用者ニ販賣致候條此段及報告候也									
年 月 日									
住 所									
氏 名									
注 意									
一 前月分ヲ毎月五日迄ニ報告スルコト									
第六號様式									
瓦斯用木炭使用計畫書									
用	途	瓦	斯	發	生	移	動	式	乘貨乘 小合物 自自用 動動 計車車
同同同合									

00685

備考	右ノ通使用致度候條此段及御届候也	年 月 日	住 所	氏 名	同	定 置 式	製農漁其 業材ノ 計他用	同同同同同
					木炭使用數量	一ヶ年間要使用量(單位千貫)	小	同同同同同
						既往一ヶ年間ノ實使用量		
						一		
						二		
						三		
						四		
						五		
						六		
						七		
						八		
						九		
						一〇		
						一一		
						一二		
						計		

00686

備考	右ノ通使用致度候條此段及御届候也	年 月 日	住 所	氏 名	同	定 置 式	製農漁其 業材ノ 計他用	同同同同同
					木炭使用數量	一ヶ年間要使用量(單位千貫)	小	同同同同同
						既往一ヶ年間ノ實使用量		
						一		
						二		
						三		
						四		
						五		
						六		
						七		
						八		
						九		
						一〇		
						一一		
						一二		
						計		

注 意
 一 瓦斯發生爐ヲ新ニ取付ノ計畫アルモノハ備考欄ニ其ノ旨記入シ使用見込ノ月ヨリ木炭使用量ヲ掲記スルコト
 二 一ヶ月一合當リ平均使用量ヲ種類別ニ備考欄ニ記入スルコト
 第七號様式
 瓦斯用木炭使用計畫變更書

知事宛

氏

名

鳥取縣告示第五百十三號

砂糖配給統制規則第五條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十六年六月二十四日

鳥取縣知事 入田三郎

鳥取縣旅館組合聯合會所屬組合組員

鳥取縣料理屋業組合聯合會所屬組合組員

鳥取縣露店組合聯合會所屬組合組員

鳥取縣佃煮工業組合組員

鳥取縣漬物工業組合組員

鳥取縣天婦羅業組合組員

米子興業砂糖配給組合組員

中國土木合資會社山野組工場

鳥取縣告示第五百十四號

砂糖配給統制規則第十條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十六年六月二十四日

鳥取縣知事 入田三郎

鳥取縣旅館組合聯合會

鳥取縣料理屋業組合聯合會

00687

00688

鳥取縣告示第五百十五號

昭和十六年六月十七日左ノ者ニ對シ動力糶業免許證ヲ下附セリ

昭和十六年六月二十四日

免許證番號

住

所

鳥取縣知事

入

田

三

郎

名

一、三六三

日野郡根雨町大字金持六百四番地

中田利昌

一、三六四

東伯郡上山村大字石井垣百八拾六番地

山本利太郎

一、三六五

岩美郡成器村大字上地貳百拾貳番地

中正利

一、三六六

西伯郡逢坂村大字高橋參百四拾參番地

村山紹德

鳥取縣告示第五百十六號

左ノ通公有水面埋立ノ件免許セリ

昭和十六年六月二十四日

鳥取縣知事

入

田

三

郎

一 埋立ノ場所

一 埋立ノ免許ヲ受ケタル者 東伯郡社村 東伯郡社村 東伯郡社村 大字福光九十番地先及大字秋喜五百八十四番地先

00689

鳥取縣告示第五百十七號

縣下各國民學校校下ニ現住スル乳幼児ニ對シ体力向上指導ノ爲健康診查ヲ施行ス其ノ保護者ハ指定ノ日時場所ニ乳幼児ヲ同伴シ健康診查ヲ受ケシムベシ

昭和十六年六月二十四日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

- 一 埋立ノ面積 四反八畝十二步
- 一 埋立ノ目的 耕地造成
- 一 免許年月日 昭和十六年六月二十四日
- 一 工事着手及竣功期間 免許ノ日ヨリ一ヶ月以内ニ着手シ着手ノ日ヨリ二ヶ月以内ニ竣功スベシ

鳥取市	年	月	日	時	診查ノ場所	診查施行區域	診查ヲ受クベキ者
鳥取市	昭和十六年	七月	一日	午後一時至午後三時	修立國民學校	同校下一圓	昭和十五年四月一日以降同十六年五月三十一日迄ニ出生シタル現在乳幼兒
鳥取市	同	同	同	同	日進國民學校	同	同
鳥取市	同	同	同	同	遷喬國民學校	同	同
鳥取市	同	同	同	同	久松國民學校	同	同
鳥取市	同	同	同	同	醇風國民學校	同	同

00690

米子市	年	月	日	時	診查ノ場所	診查施行區域	診查ヲ受クベキ者
米子市	昭和十六年	七月	十一日	午後一時至午後三時	就將國民學校	同校下一圓	昭和十五年四月一日以降同十六年五月三十一日迄ニ出生シタル現在乳幼兒
米子市	同	同	同	同	富桑國民學校	同	同
米子市	同	同	同	同	美保國民學校	同	同
米子市	同	同	同	同	稻葉國民學校	同	同
米子市	同	同	同	同	中ノ郷國民學校	同	同
米子市	同	同	同	同	賀露國民學校	同	同
米子市	同	同	同	同	義方國民學校	同	同
米子市	同	同	同	同	啓成國民學校	同	同
米子市	同	同	同	同	車尾國民學校	同	同
米子市	同	同	同	同	住吉國民學校	同	同
米子市	同	同	同	同	加茂國民學校	同	同

00691

岩美郡		診查ノ場所		診查施行區域		診查ヲ受クベキ者	
年	月	日	時	場所	區域	日期	對象
同	同	同	同	福米國民學校	同	昭和十五年四月一日以	降同十六年五月三十一
同	同	同	同	福生國民學校	同	同日迄ニ出生シタル現在	乳幼兒
同	同	同	同	蒲生國民學校	同校下一圓	同日迄ニ出生シタル現在	乳幼兒
同	同	同	同	岩井國民學校	同校下一圓	同日迄ニ出生シタル現在	乳幼兒
同	同	同	同	小田國民學校	同	同日迄ニ出生シタル現在	乳幼兒
同	同	同	同	本庄國民學校	同	同日迄ニ出生シタル現在	乳幼兒
同	同	同	同	浦富國民學校	同	同日迄ニ出生シタル現在	乳幼兒
同	同	同	同	東國民學校	同	同日迄ニ出生シタル現在	乳幼兒
同	同	同	同	田後國民學校	同	同日迄ニ出生シタル現在	乳幼兒
同	同	同	同	網代國民學校	同	同日迄ニ出生シタル現在	乳幼兒
同	同	同	同	大岩國民學校	同	同日迄ニ出生シタル現在	乳幼兒
同	同	同	同	服部國民學校	同	同日迄ニ出生シタル現在	乳幼兒

00692

八頭郡		診查ノ場所		診查施行區域		診查ヲ受クベキ者	
年	月	日	時	場所	區域	日期	對象
同	同	同	同	元塩見國民學校	同	昭和十五年四月一日以	降同十六年五月三十一
同	同	同	同	福田國民學校	同	同日迄ニ出生シタル現在	乳幼兒
同	同	同	同	大茅國民學校	同	同日迄ニ出生シタル現在	乳幼兒
同	同	同	同	成器國民學校	同	同日迄ニ出生シタル現在	乳幼兒
同	同	同	同	宇倍野國民學校 (宮下教學場)	同	同日迄ニ出生シタル現在	乳幼兒
同	同	同	同	宇倍野國民學校 (谷教場)	同	同日迄ニ出生シタル現在	乳幼兒
同	同	同	同	倉田國民學校	同	同日迄ニ出生シタル現在	乳幼兒
同	同	同	同	米里國民學校	同	同日迄ニ出生シタル現在	乳幼兒
同	同	同	同	津ノ井國民學校	同	同日迄ニ出生シタル現在	乳幼兒
同	同	同	同	面影國民學校	同	同日迄ニ出生シタル現在	乳幼兒
同	同	同	同	山鄉國民學校	同校下一圓	同日迄ニ出生シタル現在	乳幼兒
同	同	同	同	山形第一國民學校	同	同日迄ニ出生シタル現在	乳幼兒

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十七日	十八日	十九日	二十日	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日
至自 午後三時	至自 午後三時	至自 午後三時	至自 午後三時	至自 午後三時	至自 午後三時	至自 午後三時	至自 午後三時	至自 午後三時	至自 午後三時	至自 午後三時	至自 午後三時	至自 午後三時
西鄉國民學校 <small>(本校、小河內分校共)</small>	西鄉國民學校 <small>(北分校)</small>	八上國民學校	河原國民學校	池田國民學校	池田診療所	若櫻國民學校	丹比國民學校	安部國民學校	八東國民學校	大御門國民學校	賀茂國民學校	上私都國民學校
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十六日
至自 午後二時	至自 午後二時	至自 午後二時	至自 午後二時	至自 午後二時	至自 午後二時	至自 午後二時	至自 午後二時	至自 午後二時	至自 午後二時	至自 午後二時	至自 午後二時	至自 午後二時	至自 午後二時
山形第二國民學校	那岐國民學校	土師國民學校	富澤國民學校	智頭國民學校	社國民學校	佐治第三國民學校	佐治第二國民學校	佐治第一國民學校	用ヶ瀬國民學校	大村國民學校	散岐國民學校 <small>(本校)</small>	散岐國民學校 <small>(分校)</small>	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

乳幼児

00695

氣
高
郡

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三	二	一														
日	日	日														
至自 午後五時	至自 同	至自 午後三時	至自 午後四時	至自 午後四時	至自 午後二時	至自 午後三時	至自 同	至自 同	至自 午後二時	至自 午後四時	至自 午後三時	至自 同	至自 同	至自 同	至自 同	至自 同
青谷國民學校	中郷國民學校	勝部國民學校	勝部國民學校	勝部國民學校	小鷺河國民學校	小鷺河國民學校	逢坂國民學校	日置國民學校	日置國民學校	日置國民學校	日置國民學校	日置國民學校	日置國民學校	日置國民學校	日置國民學校	日置國民學校
同	同	同校下一圓														

診查ヲ受クベキ者

昭和十五年四月一日以

降同十六年五月三十一

日迄ニ出生シタル現住

乳幼兒

00696

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十六	十五		十四	十二	十一	十	九		八	七	五	四				
日	日		日	日	日	日	日		日	日	日	日				
至自 同	至自 同	至自 午後三時	至自 午前十二時	至自 同	至自 同	至自 午後三時	至自 午後四時	至自 午後四時	至自 午後二時	至自 午前十二時	至自 同	至自 同	至自 午後三時	至自 午後二時	至自 同	至自 同
末恒國民學校	酒津國民學校	寶木國民學校	寶木國民學校	瑞德國民學校	正條國民學校	勝谷國民學校	鹿野國民學校	小鷺河國民學校	小鷺河國民學校	逢坂國民學校	日置國民學校	日置國民學校	日置國民學校	日置國民學校	日置國民學校	日置國民學校
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十七日	十八日	十九日	二十一日	二十二日	二十三日	二十四日	二十五日	二十六日	二十七日	二十九日	三十一日									
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
吉岡 國民學校	大郷 國民學校	松保 國民學校	明治 國民學校	東郷 國民學校	豐實 國民學校	神戶 國民學校 (本校)	神戶 國民學校 (岩坪分校)	大和 國民學校	美穗 國民學校	大正 國民學校	湖山 國民學校	千代水 國民學校								
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

東伯郡

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月
二十六日	二十七日	二十八日	二十九日	二十九日	三十日	三十一日	七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時
小鹿 國民學校	三德 國民學校	三朝 國民學校	旭賀茂 國民學校	旭高勢 國民學校	旭竹田 國民學校	穴鴨 國民學校	矢送 國民學校	南谷 國民學校	山守 國民學校	上小鴨 國民學校	小鴨 國民學校									
同校下一圓	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

調査ノ場所 調査施行區域
調査ヲ受クベキ者
昭和十五年四月一日以
降同十六年五月三十一
日迄ニ出生シタル現住
乳幼兒

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十六日	十七日	十八日	十九日	同	同	同	同
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
午後一時	午後四時	午後三時	午後三時	午後三時	午後三時	午後三時	午後三時	午後四時	午後三時	午後四時	午後三時	午後三時	同	同	同	同
北谷國民學校	社國民學校	高城國民學校	灘手國民學校	榮國民學校	古布庄國民學校	下鄉國民學校	上鄉國民學校	浦安國民學校	以西國民學校	成美國民學校	安田國民學校	下中山國民學校	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二十日	二十一日	二十二日	二十三日	二十四日	二十五日	二十六日	二十七日	二十八日	二十九日	三十日	八日	二月	同	同	同	同
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
午後四時	午後四時	午後三時	午後四時	午後三時	午後四時	午後三時	午後三時	午後四時	午後三時	午後三時	午後三時	同	同	同	同	同
上中山國民學校	赤碕國民學校	八橋國民學校	由良國民學校	大誠國民學校	下北條國民學校	上北條國民學校	中北條國民學校	長瀬國民學校	淺津國民學校	橋津國民學校	宇野國民學校	日下國民學校	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

00703

同	同	同	同	同	同	同	八月	同	同	同	同	同	同	同
二十七日	二十八日	二十九日	三十日	三十一日	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
成實國民學校	日吉津國民學校	大和國民學校	淀江國民學校	宇田川國民學校	高麗國民學校	所子國民學校	大山國民學校	赤松分教場	庄內國民學校	名和國民學校	御來屋國民學校	光德國民學校	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

鳥取縣公報 第千二百四十四號

昭和十六年六月廿四日

(第三種郵便物認可)

六八

00704

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	二十一日	二十二日	二十三日	二十四日	二十五日
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
逢坂國民學校	崎津國民學校	渡國民學校	外江國民學校	境國民學校	上道國民學校	餘子國民學校	中濱國民學校	大篠津國民學校	和田國民學校	富益國民學校	夜見國民學校	彦名國民學校	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

鳥取縣公報 第千二百四十四號

昭和十六年六月廿四日

(第三種郵便物認可)

六九

00705

日	年	月	日	時	診查ノ場所	診查施行區域	診查ヲ受クベキ者
同	六月	三十日	自午前十二時	至午後二時	溝口國民學校	同校下一圓	昭和十五年四月一日以降同十六年五月三十一日迄ニ出生シタル現住乳幼兒
同	七月	一日	自午後三時	至午後四時	旭國民學校	同	
同	同	二日	自午前十二時	至午後四時	米澤國民學校	同	
同	同	三日	自午後三時	至午後四時	神奈川國民學校	同	
同	同	四日	自同	至同	侯野國民學校	同	
同	同	五日	自同	至同	日光國民學校	同	
同	同	六日	自午後四時	至午後一時	江尾國民學校	同	
同	同	七日	自午後四時	至午後二時	日野國民學校	同	
同	同	八日	自午後四時	至午前十二時	根雨國民學校	根雨校下一圓及板井原校下一圓	
同	同	九日	自午前十二時	至午後二時	眞住國民學校	同	
同	同	十日	自午前十二時	至午後四時	黑坂國民學校	同	
同	同	十一日	自午前十二時	至午後二時	菅福國民學校	同	

00706

同	同	九日	自午前十二時	至午後二時	石見東國民學校	同
同	同	十日	自午前十二時	至午後四時	石見西國民學校	同
同	同	十一日	自午後三時	至午後二時	福榮國民學校	同
同	同	十二日	自同	至同	福榮國民學校	同
同	同	十三日	自同	至同	福榮國民學校	同
同	同	十四日	自同	至同	大宮國民學校	同
同	同	十五日	自午前十二時	至午前十二時	阿毘羅國民學校	同
同	同	十六日	自午後三時	至午後四時	山上國民學校	同
同	同	十七日	自同	至同	多里國民學校	同
同	同	同	自午前十二時	至午前十二時	日野上國民學校	同
同	同	同	自午後四時	至午後二時	日野上國民學校	同
同	同	同	自午後三時	至午後一時	二部國民學校	同
同	同	同	自同	至同	八郷國民學校	同

彙

報

本日より實施される

水産製品検査に就て

(水産課)

一 製品検査の趣旨

本縣に於ける水産製品は逐年増産の趨勢にあつて、戦時食糧増産の確保に努めてゐるのであるけれども、従來規格の不統一、品質の粗悪等により、他府縣産製品に較べて著しく遜色があつたので、今回縣營水産製品検査を實施して本縣産水産製品の聲價昂揚を圖り、併せて生産者の指導誘掖を圖るため、鳥取縣水産製品検査規則の公布を見るに至つた次第である。

二 検査品目と検査

検査品目は本縣重要水産製品中の煮乾鰯、開乾鰯、鰯(藍鰯を含む)石花菜、おごのり、あみくさ、いぎす、鰯搾粕、魚油の九種類で、何れも検査標準に依つて検査を受けたものでなければ、

之を製造場外に移送出来ないことになつてゐる。但し

- 一 検査標準の量目に満たないもの
- 二 自家消費で検査員の承認を得たもの
- 三 官公署で調査・試験・研究に使ふもの
- 四 博覽會、共進會、品評會に出品するもの
- 五 特別の理由によつて知事の許可を受けたもの

は製造場外に移送しても差支へないのであるが、一と四の場合は検査員へ届人を要する。

又、縣外産のものでも本縣で改造又は改装したもの、容量の著しく増減又は腐敗變質したもの、等級の印又は刻印不明瞭のもの検査證票の汚損又は脱落したものは再び検査を受けなければ移送することは出来ない。

三 検査の申請

検査の申請は所定の書式により、検査手数料を添へ検査員を経由して知事に提出する。検査が急を要し、又は検査員不在の場合には所在地の漁業組合に提出し、組合は検査員と連絡して検査に遺

00708

憾なきを期することになつてゐる。

四 検査手数料の證紙

受検者は検査申請に當つて手数料を添付せねばならぬ。手数料は收入證紙を鳥取縣漁業組合聯合會から購入することになつてゐるが、受検者の便宜を圖るため所在地の漁業協同組合で取扱ふ豫定であるから、組合で購入すれば便利である。

五 結び

検査實施によつて生産者及び取引業者は、一時的に多少の不便を感じるであらうが、検査品目によつては検査を受けたものと受けないものとの販賣價格に相當の格差があるから、検査實施に當つては官民一致協力し、所期の目的達成に邁進せねばならぬ。尚、検査を受けなかつたり、又は包装を故意に改装した場合等の違反者は、罰金又は科料に處せられるから注意せねばならぬ。

X X X

食糧の増産は

開墾と暗渠排水から

縣民の協力を望む

(耕地課)

政府は昭和十六年度以降十ヶ年に亘る主要食糧の積極的増産計畫を定め、その根本基礎を耕地の擴張と耕地の改良施設に置かれてゐて、鳥取縣に對しては昭和十六年度着手事業として開田二一町歩、開畑三二七町歩、合計五三八町歩の開墾が割當てられ又暗渠排水については八〇〇町歩を割當てられてゐる。そして開墾にも暗渠排水にも、いづれも事業費の四割は國庫からの補助があるのである。

田や畑の新たな開墾による食糧増産についてはいふまでもないが、暗渠排水は耕地の排水を良くして米穀増産に非常な効果があるばかりでなく、耕作上の努力からいつても著しい節約が出来るわけであるから、時局柄一石二鳥の施設といふべきである。何とぞ縣民各位の御理解によつて、どしどし開墾や暗渠排水の工事を願せられるやう希望する次第である。

出願の手續は至極簡單であつて、施行面積についても何等制限

はないから、希望者は縣の耕地課又は所轄の耕地課派出所、或は駐在所に申出でられたい。さすれば係員が出張して御世話をする事になつてゐる。

迷信から脱却し

明朗生活を確立せよ

擬歴の發賣禁止さる

(特 高 課)

歲德・金神・八將軍・六曜・十二直・二十八宿・九星等日時や方位の吉凶が如何に吾々の社會生活中に食入つて民心を惑はし、國民の行動進退を束縛し阻害してその活動能力を殺いで来たかは人のよく知る處であるが、今や我が國は曠古の大業に直面して、國民の總力を存分に發揮しなければならぬ時に當つて、かゝる迷信が何時までも幅を利かせてゐるといふことは、結局國家の進展を阻むものであり、國家自体としても許されぬことなのである。

即ち政府はかゝる迷信を根絶して科學に立脚する國民總力の邁進を期することとし、今回内務省檢閲課より「擬歴記事掲載出版物取締に關する件」について通牒が發せられて、「六曜」(先勝・友引・先負・佛滅・大安・赤口)「九星」(一白・二黒・三碧・四綠・五黃

六白・七赤・八白・九紫)や十二直・二十八宿・方位・吉凶等が記載された曆印刷物は一切發賣禁止となり、すでに印刷されてゐるものも沒收されることになつて、本縣に對しても右のやうな吉凶記事を掲載した

山口凌雲著 高島神樂館發行

昭和十七年御重寶

昭和十七年九運曆

昭和十七年九星俵

の擬歴を發賣頒布禁止處分とすべき旨來牒せられてゐる次第である。

但し今回の發賣禁止處分については、從來これらの迷信に依頼して来た農山漁村方面に對する影響を考慮して、陰曆及び十干(甲乙丙丁戊己庚辛壬癸)十二支(子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥)は、その弊害が左程甚しくないものとして認められる事になつてゐる。

蓋し内務省の目的は、古來から民間に傳はつた因習と迷信による時代逆行的な生活を打破しようとするものであつて、今後斯種のものは嚴重に取締られることになるわけであるから、國民も是非このやうな迷信から脱脚して、明るく強く逞しい生活を確立して行かなければならぬわけである。

そも、我が國の曆法は欽明天皇の十四年(皇紀二二二三年)

百濟から支那の曆が傳はり、その後度々改廢が行はれて来たものであるが、明治五年十一月五日を以て改曆の詔勅が發せられ、從來の大陰曆を廢して世界共通の太陽曆に改められて今日に及んでゐる。而してこの改曆の詔勅と同時に太政官布告によつて歲德・金神・日の善惡を始め、中段下段に掲載の無稽のことがらを記すことはならぬことになつて居り、いかゞはしい偽曆の出版は禁ぜられてゐるのであつて、これまで坊間頒布されてゐたものに内務省屆濟のやう記されて販賣頒布されてゐたものも、當局としてたゞ黙認せられてゐるに過ぎないのである。

おもふに今日我が國は科學あまねく普及し、これによつて運營されてゐる社會であるに拘らず、尙民間の一部には荒唐無稽な迷信が世に行はれてゐることは餘りにも殘念なことといはねばならぬ。巷間行はれてゐる迷信について見るに、宗教的なものや原始人の自然畏怖の遺存に起因するもの、又は單に吉凶禍福を聯想せしめるに過ぎぬ語呂等から來る迷信、輕口的な内容(丙午・丁未・火の上の馬の如き)及び狐憑き(他の地方では、犬神つき・狸つきともいふ)の如き精神病的なもの等を除き、多くは支那の陰陽五行説に起因してゐるやうである。

五行説は往古支那に行はれた一種の宇宙及び世界觀であつて、當時支那に於て發見せられてゐた遊星が木星・火星・土星・金星・水

星の五つの星のみであつた爲、他の恒星は常に一定の位置を保つに對してこの五つの星が宇宙を運轉して地球に近づくのを見て、これが人生に大なる影響を與へるものとし、この五つの星と地上の物象の主成因たる木・火・土・金・水とを相互關聯あるものと考へて組織した一學説に過ぎない。即ち「九星學」と云ひ「星廻り」と云ひ「相性」といふも、みなこの五行觀を基礎として社會人生の出來事を説明しようとしたものである。これに日月を加へて七曜とし、羅喉・計圖(月)の軌道と黃道の交叉點を表示する假想のもの)を加へて九曜とし、又は十干・十二支・十二直・二十八宿等の天文に關係ある名數をとり、是等の數の組合せによつて天地間一切の現象を説明し得るとしたものであつて、その根據が今日の科學の眼から見ると全く取るに足らぬものであることは詳説を要しない。

又家相方位の説についても、中には建築物や樹木の位置・間取り等今日の科學から見ると肯定し得る部分もないではないが、その大部分は右の陰陽五行説から來た迷信であり、又鬼門の如きは支那の歴史史上北方民族の侵略によつて絶えず苦められた點や、又地勢上湖北の方面を恐れる等の原因から、この方角を忌んだものであつて、他に何等根據を有するものではないと云はれてゐる。尙、世に行はるゝ迷信の中に卜筮がある。白蓍を撫しつゝ蓍竹

00711

爪を繰る所謂易者なる者に對して、相當の信を置く者が尙多數存在することは現前の事實であつて、この卜筮は支那の殷代頃までに創始せられたものといはれるが、その創始時代に於ても、能ふだけ科學的方法に依つて研究を重ね、可否いづれも等分の理由があつて決定し難い時に行つたものであることは當時の書にも殘つてゐる。左傳にも「卜は以て疑を決するのみ、疑はずんば何ぞトせんや」と記されてゐる。

然るにこれらの根據なき迷信が、古來久しきに亘つて相當の根強力を以て社會から絶滅しないのは何によるかといふと、全く人間の、未知の將來に對する危懼の念や、當面する問題に關し疑惑によつて處斷し難い際に、これらの迷信による決定が現實となつてあらはれて來た時の偶中率によると思はれる。考へに考へた末のいよゝゝの分岐點は是非かの二つである。今何かの事柄を占つて、合ふか合はぬかといふ時に、全くまぐれあたりとしてもその結果は半分は合つて半分は合はぬのが當然といへよう。然るに將來を卜する人にとつて適合率五〇%といふ數は相當の信を求め得るものといへるのである。十人中五人が合つたといふことは相當迷信の普及性を考へてよいと思はれる。

今や我が國は曠古の大聖業たる大東亞共榮圈の確立をして、世界の四大ブロックの最大な亞細亞の指導勢力たねばならぬ大使

命の下に聖職を遂行してゐるのであるが、かゝる時局下に於て何時までも悠々として昔ながらの迷信に拘はれて、これが爲に國家の活動力を減殺してゐることは、まことに遺憾に堪えないことである。われらは一日も速かにかゝる根據なき時代逆行的な迷信から脱脚して、所謂「科學する精神」をしつかり把握し、此の歴史的世代を一層輝かしいものとされるやう切望してやまない次第である。

尙この際、迷信とは關係はないが舊曆のことについて一言申述べて置く。舊曆は即ち大陰曆であるが、前にも記した通り明治五年以來これを廢止して太陽曆を採用されてゐるのであるけれども今に農村等に於ては耕種栽培等の上から大陰曆でなくては不便であるといつてこれを使用されてゐるが、これは使ひ慣れぬといふことから何時までも舊來の陋習に擒はれてゐるものであつて、實は太陽曆こそ季節に合するものであつて、是非これでなければ付にも不便なわけである。月の満缺こそ大陰曆、即ち月の運行を中心として作られた舊曆でなければ一致しないわけであるが、その他の季節行事、即ち太陽の運行によつて移行する季候によらねば農作上の行事の如きは、全く太陽曆によらねばわからないわけである。節分が二月二日、八十八夜が五月二日、夏至が六月二十二日、冬至が十二月二十二日、毎年これより三日と違はな

00712

い如きは決して大陰曆ではきまらないことである。まして一ヶ月を月の一運行の二十九日半によつて割出したことから生ずる閏月即ち十三ヶ月一年制の年がある爲に、今年春が早いとか秋が遅いといふ如きは、全く舊曆が季節と一致しないことを示してゐる又潮の満干は元來月の引力に原因するものであるから、大陰曆でなくては詳しくわからぬわけであるが、これは太陽曆にもはつきり記されてゐることである。農山漁村の各位は一日も速かに太陽曆の使用に慣れて、これが常用を見るに至るやう切望に堪えないのである。

◎行旅死亡人

- 一 取 扱 者 北海道函館市長
- 二 本籍住所氏名 本籍北海道松前郡大島村大字江良町村字寺年 年齢性別職業 町五十番地
- 三 相貌 特徴 住所不詳、長谷川長作、男、明治六年九月十六日生、漁夫 身長五尺三寸位、顔長ク、額廣ク、眉毛太ク、目並、鼻高ク、口並、顎長ク、耳並、頭髮一寸五分位、特徴ナシ(多少精神耗弱者カ)
- 四 着衣及所持金品 着衣破レ印袴天一、勞働服上着二、メリヤ

◎行旅死亡人

- 一 本籍住所氏名 本籍東京府八王子市寺町五十一番地 年齢性別職業
- 二 相貌 特徴 住所不詳、菊地榮、男、明治三十一年五月十四日生、土工 身長五尺一寸五分位、顔丸ク、額狭ク、眉毛太ク、目小サク、鼻低ク、口並、耳長ク、頭髮一寸位 特徴上半身及兩腕ニカケ大ナル牡丹ノ文身ト背中ニ人ノ顔ノ文身アリ
- 三 着衣及所持金品 着衣破レ國防色勞働服上下、破レシャツ、ズボン下各一、破レゴム靴片側宛、所持金ナシ
- 四 死亡年月日 昭和十六年三月二十六日
- 五 假埋葬年月日 昭和十六年三月二十九日 函館市山背泊共同及場所

- 五 死亡年月日 昭和十六年三月二十七日
- 六 假埋葬年月日 昭和十六年三月二十九日 函館市山背泊共同及場所 基地

備考 右ハ昭和十六年三月三日行旅病人トシテ收容救護 中三月二十七日死亡シタルモ本籍、住所若ハ縁故者不明 ニシテ引取人ナキヲ以テ前記ノ通假埋葬ス

